

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会主催
産業廃棄物処理に係る「第28回 実務者研修会」開催

- ・日 時：2月3日（月）午前10時
- ・場 所：名古屋国際会議場
211・212会議室（名古屋市熱田区）
- ・参加者：66社 105名

排出事業者及び廃棄物処理業者の実務担当を対象とした「第28回実務者研修会」（実務基礎コース研修会）を開催しました。

開会の挨拶で事務局専務理事堀部隆司氏は「平成28年のダイコー（株）の不適正処理事案を契機に、協会が主催する実務者研修会や協会支部が主催する法令講習会等に3年に1回は必ず参加することを誓約していただいておりますので、期間内のご参加をお願い致します。最新の法改正の状況を知らずにいることは、法令違反を起こしていることに気づかず、行政処分を受けてしまう、という最悪のケースにも成りかねません。特に実務担当者の方はこういった機会に法令の正しい理解を研修し、社内で実践していただきたいと思っております。」と述べました。



開会挨拶する堀部専務理事

*産業廃棄物処理の基礎知識

堀部専務理事が講師となり、循環型社会の姿、循環型社会推進の法体系、産廃ビジネスの特異性、廃棄物の定義（おから事件の最高裁判断を事例）、産業廃棄物の処理責任、産業廃棄物の処理基準、行



政処分の欠格要件等について詳細な説明がありました。時折、項目に関して○×形式で回答するクイズを行い、内容の理解を試される場面もあり楽しく習得できました。

*電子マニフェスト

事務局環境アドバイザー 小野田敏也氏が講師となり、「電子マニフェストの仕組みと運用について」電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較、電子マニフェストの特徴とメリット等について説明。



講師の小野田環境アドバイザー

*産業廃棄物の委託処理と

委託契約書

事務局長 小坂元信氏が講師となり、委託契約書締結の目的、産廃処理業に係る許可番号について、委託契約書の原則、委託契約書記載事項、委託契約書の作成要領、覚書等について解説。



講師の小坂事務局長

また、委託契約書に暴力団排除条項を盛り込むことで相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、契約を解除することができるとのことです。

*産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票交付の目的、産業廃棄物管理票制度、紙・電子マニフェストの仕組みと流れ、マニフェスト不要な場合等について解説。

*帳簿

帳簿作成の目的、廃棄物処理業者が備え付けるべき帳簿等について資料を元に解説。

研修後、受講者に修了証が渡され閉会しました。